



仕 様 書 (案)

1 事業名

(一財)福岡コンベンションセンター カーシェアリング事業

2 実施場所

マリンメッセ福岡第1駐車場(福岡市博多区石城町)

3 実施期間

令和6年7月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

※財団と事業者の事業実施の準備が早期に整った場合には、事業開始日を前倒して実施することもある。

※当該業務が円滑に運営され、財団と事業者双方に異論がない場合に1年ごとに契約を更新することができる。ただし、実施場所の改修や他の目的での利用などその他やむを得ない理由がある場合は更新を行わない場合がある。

4 業務の目的

財団では、コンベンションゾーンに来場される方々への利便性の向上と域内観光の活性化を目的として、マリンメッセ福岡第1駐車場を活用したカーシェアリングサービスの導入を行うもの。

5 業務内容

マリンメッセ福岡第1駐車場(博多区石城町2-1)において、カーシェアリング事業の実施に必要な一切の業務を実施するもの。(なお、実施場所は図面のとおりとする。)考えられる主な業務は以下のとおり。

(1) 自動車の配置

「自動車5台」を配置すること。

※自動車は以下の車両が望ましい

- ・新車・中古車は問わないが、市販されている車両であること
- ・車両は事故を軽減させるための先進的な安全装置(バックモニター等)が装備されていること
- ・カーシェアリングの実施において、一般的に必要なデバイス(カーナビ等)が搭載されていること

(2) カーシェアリングサービスの運営

来場者の気軽な移動手段として、カーシェアリングサービスを提供すること。なお、本事業におけるカーシェアリングについては、30分未満の単位から貸出しができるものとする。カーシェアリングの運営にあたっては、以下の事項を満たすものとする。

- ・車両管理及び利用者情報管理等にかかるカーシェアリングシステムの構築と導入
- ・料金精算にかかるシステム(WEB、アプリ等)の構築と運用
- ・車両の予約、車両の施錠・開錠にかかるシステム(WEB、アプリ等)の構築と運用
- ・定期的な車両のメンテナンスが実施できる体制の構築と運用
- ・駐車場営業時間(午前8時～午後10時)外の入出庫を制限するシステムの構築と運用
- ・駐車場ゲートが円滑に通過できる体制の構築と運用

- ・財団の指示により自動車の撤去・再設置を円滑に対応できる体制の構築と運用（催事等により、駐車場利用不可となる期間が発生する可能性がある）
- ・問合せや車両トラブル、事故等が発生した際の利用者に対する24時間365日対応サポート業務（十分なサポートセンターを有すること）
- ・事業を実施するために必要なサイン・案内看板等の設置
- ・その他車両の運営管理等に必要となる事項

（3） 使用料の支払い

事業実施場所における使用料を財団へ支払うこと。

使用料は事業実施契約の相手方が提示した見積額とする。ただし、月額75,000円を下限とする。※消費税及び地方消費税相当額を含まない。

（4） 保守点検・維持管理等

カーシェアリング事業にあたり、以下のメンテナンス等を行うこと。

- ・法定点検
- ・定期点検
- ・車検整備
- ・故障修理
- ・タイヤ交換
- ・油脂類などの消耗品交換及び補充
- ・リコール整備
- ・その他安全走行に必要な点検及び修理
- ・自動車保険への加入

（5） 事業実施報告等

事業の状況（利用者数、走行距離数、利用者の属性（ただし、利用者の個人情報や企業運営にかかる機密事項等を除く））について、財団の求めに応じて報告すること。

6 その他

- （1）財団は、本事業の運営に関連して発生した事業者または第三者の損害について、財団に故意又は重過失がない限り、一切の責任を負わないものとする。
- （2）この仕様書に記載のない事項、又はこの業務に関して疑義が生じた場合、直ちに財団担当者と協議のうえ決定すること。